

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

安芸太田町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 安芸太田町全域

(1) 現況

本地域は、太田川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、棚田等において稲作経営が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きい。うえ、整備未実施のほ場が多く農業用施設の老朽化が進んでいるため、適時適切な補修や維持管理による機能保全が必要であり、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、集落単位を基本とした共同の農業生産活動等を支援し、農用地の効率的な利用と保全を図ることとする。

また、これらの農業生産活動等を支援することにより、地域資源である農地、水路等の農業用施設が維持され、農業の有する多面的機能が今後においても適切に発揮されるとともに、次代を担う意欲のある農業者へ農地が継承されるよう取組みを推進するため、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払）及び同項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払）も併せて行うように取組む。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	別紙土地利用計画図に示す農業振興地域であって着色箇所「農地」「採草放牧地」とし、農用地区域内の農用地と農用地区域外の隣接する農用地に限る。	法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払）
②	上記①のうち、農用地区域内に限る。	法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払）

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号第1のイ（農地維持支払）事業に係る対象農用地については、次のとおりとする。
 - (1) 農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって、以下に掲げるものとする。
 - ア 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域に存するもの
 - イ 多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、都道府県知事が定める基本方針において定める農用地
2. 法第3条第3項第1号第1のロ（資源向上支払）事業に係る対象農用地については、次のとおりとする。
 - (1) 農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動の効果が発揮される一団の農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域に存するものをいう。）とする。
3. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

以下は別紙に記載

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2項（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

（ア）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく特定農山村地域

（イ）過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域

（ウ）棚田地域振興法に基づき指定棚田地域の指定を受けた地域

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上の勾配は、団地の当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ草地比率 70%以上の地域の草地

（エ）町長の判断によるもの

緩傾斜農用地は下記に該当する地区とする。

勾配が、田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地は対象とする。